## 平成22年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

主唱 内閣府

内閣府では、昭和54年の国際児童年を契機として、学校が夏休みに入る毎年 7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、関係省庁、都道府県、 市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開しています。

今年度は、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、 標記のとおり月間名称を変更しました。

[寒川町における具体的な取り組み]

1 会議及び研修会

☆寒川町青少年問題協議会会議

実施日 7月8日(木)

内 容 情報交換「近年の青少年を取り巻く環境」について

☆寒川町青少年環境浄化推進協議会研修会

実施日 6月18日(金)

内容横浜地方裁判所において裁判の視察

2 青少年育成広報啓発活動

☆寒川町ホームページ掲載

掲載月 7月中

内 容 非行防止活動等の周知

☆懸垂幕·横断幕掲示

期 間 7月中

設置場所 寒川駅駐輪場、寒川町営プール、寒川町役場分庁舎

スローガン 「あたたかい心が育つきれいな町、みんなの努力が実る町」

「思いやる心が君のすばらしさ」

「知らんぷり、大人がつくる、子のマナー」(通年)

実施主体 寒川町青少年環境浄化推進協議会

☆街頭啓発活動

実施日 7月2日(金)午後5時より

場 所 寒川町内3駅

内 容 社会を明るくする運動

(うちわ、チラシの配布による啓発活動)

実施主体 茅ヶ崎 地区保護司会 (関係団体が協力)

3 青少年愛護キャンペーン活動

☆青少年愛護パトロール

実施日 7月22日(木)

場 所 寒川町内

実施主体 寒川町青少年指導員

4 青少年環境実態調査

☆ 社会環境実態調査、有害図書陳列販売等の調査

実施日 7月16日(金)

場 所 寒川町内

実施主体 寒川町青少年環境浄化推進協議会